

年末「資金」の対策は12月中旬まで!!

令和元年も早いもので12月に入り、年末・年始の資金対応をしないといけない企業もあることでしょう。特に「年末」の資金対策については、できるだけ早急に取引先の金融機関や日本政策金融公庫に相談・申請をするようにしてください。本来の理想としては、年末に必要な資金については、余裕を持って11月末までには申込みをするべきです。どんなに遅くとも12月中旬までには手続きをして下さい。またできれば早急に“資金繰り計画表”を作成して、年末年始の資金繰り状況を確認するようにして下さい。

現在のところ、中小企業庁や日本政策金融公庫から年末年始の資金対策については公表されておりません。なお、金融庁からは、金融機関向けに「年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」という情報が発せられています。主な内容は以下の通りです。

- 1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- 2) 昨年4月から新たな信用補完制度の運用が始まったことも踏まえ、信用保証を含め、担保・保証や財務内容等の過去の実績に必要以上に依存することなく、今まで以上に、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。

・出典：<https://bit.ly/34VfFHa>

またその他には、事業承継や経営者保証に関するガイドラインについての適用など「営業現場の第一線まで浸透させ組織全体として積極的に取り組むこと」という要請もされています。

なお、自治体レベルですと、年末年始の資金対策等が実施されるケースもありますので確認してみてください。(後述を参考)

それと、12月下旬なって「年末に資金ショートしそうだ!」と慌てる経営者が少なからずいます。ご想像つくと思いますが、12月下旬ですと、年内

の融資実行はほぼ不可能です。貸金業法の改正前なら、多くのノンバンクからスピーディーに無担保融資で借りることも不可能ではありませんでしたが、今やかなり困難であるといわざるを得ません。また、不動産担保やABL(売掛担保等)なら可能性があるものの、年末資金としての12月下旬の申請では審査が間に合わない可能性が大きいです。よって、出来る限り早く手を打つ! 当たり前のことですが、これがセオリーです。

自治体独自の年末資金対策について

是非とも地元自治体の年末対策資金について調べてみて下さい。たとえばインターネットですと、「地名 2019 年末資金(or 年末融資)」という複数ワードで検索すると該当WEBにアクセスすることができるかもしれません。又は取引先金融機関、地元自治体に直接聞いてみて下さい。

参考までに、東京都で恐縮ですが、現在、以下のような年末資金を実施しております。

東京都中小企業制度融資「小口・短期つなぎ特例」の融資限度額を300万円⇒500万円に、「事業一般・短期つなぎ特例」の融資限度額を500万円⇒700万円に引き上げます。

<期間>

令和元年12月2日(月曜日)～令和2年3月31日(火曜日)(期間内の保証申込分が対象)

・出典：<https://bit.ly/361AGjA>

・参考：<https://bit.ly/2qrygvC> (東京相談窓口)

万が一、12月末に急な資金対応が必要になったら?!

もし万が一、12月後半に資金が必要になった場合、外部金融としては、一部の「無担保融資ノンバンク」や「AI 融資系のノンバンク」、又は「ファクタリング会社」などの利用を検討するしかありません。恐らく今年は「27日(金)」が最終営業日だと思います。一般的に審査期間は、最短で「即日」ではありますが、やはり中2~3日の余裕は欲しいところですね。